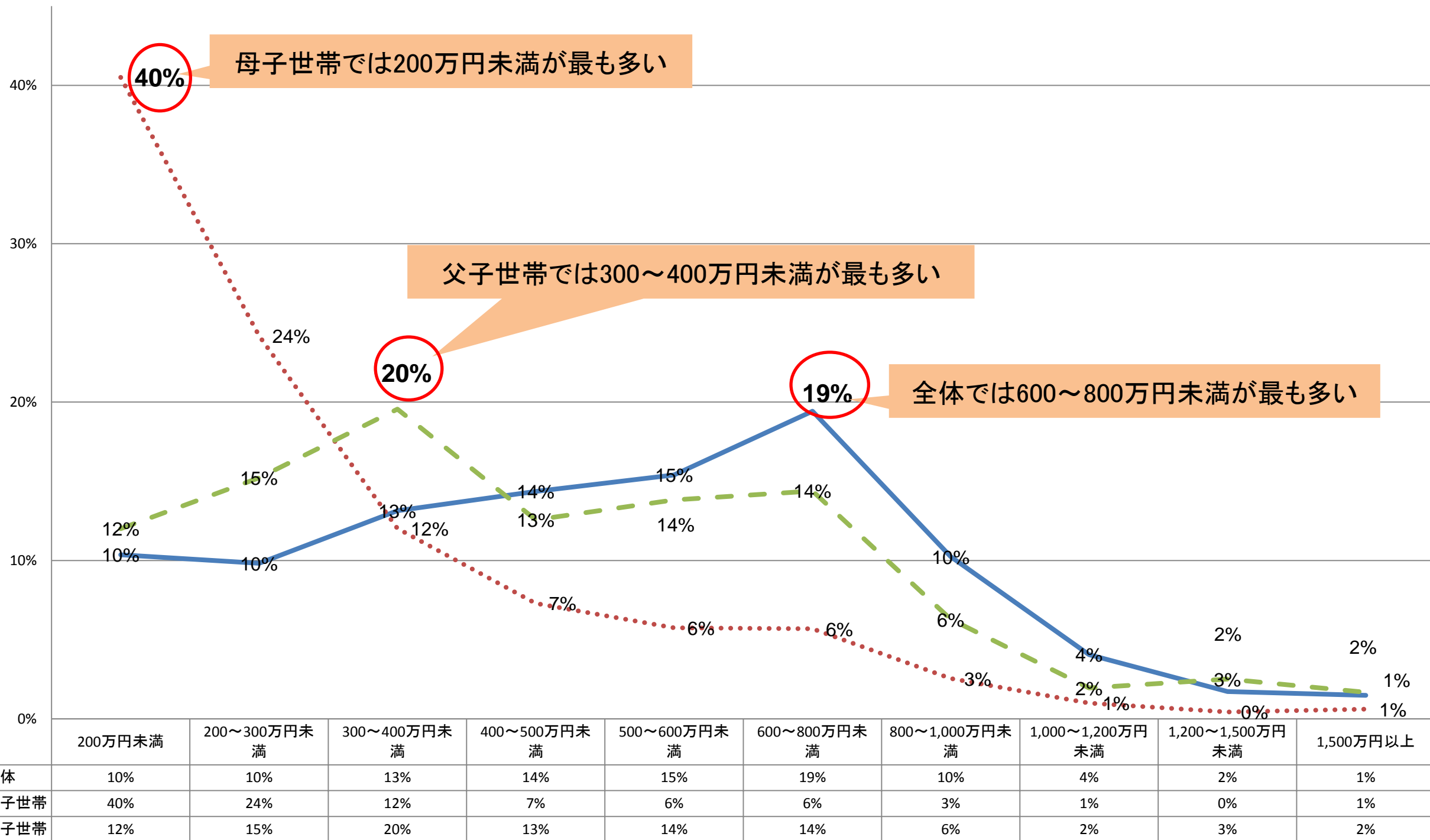


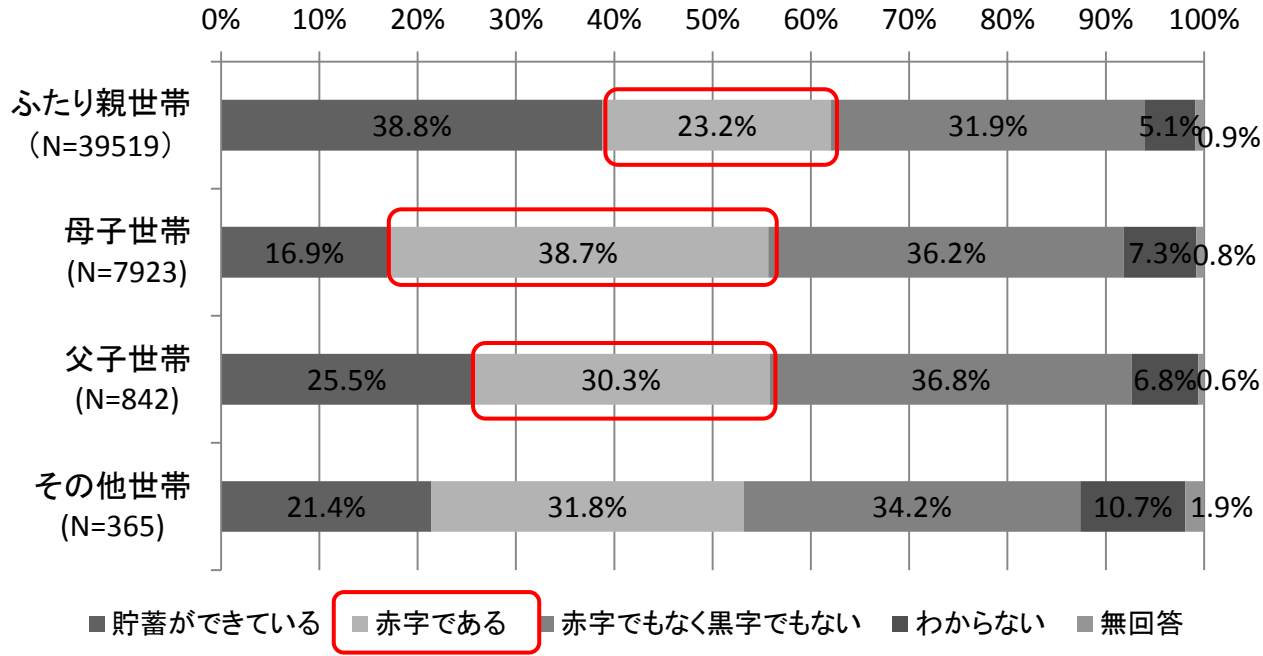
■調査結果から分かったこと

◇ひとり親世帯（母子・父子世帯）の所得状況が厳しい。

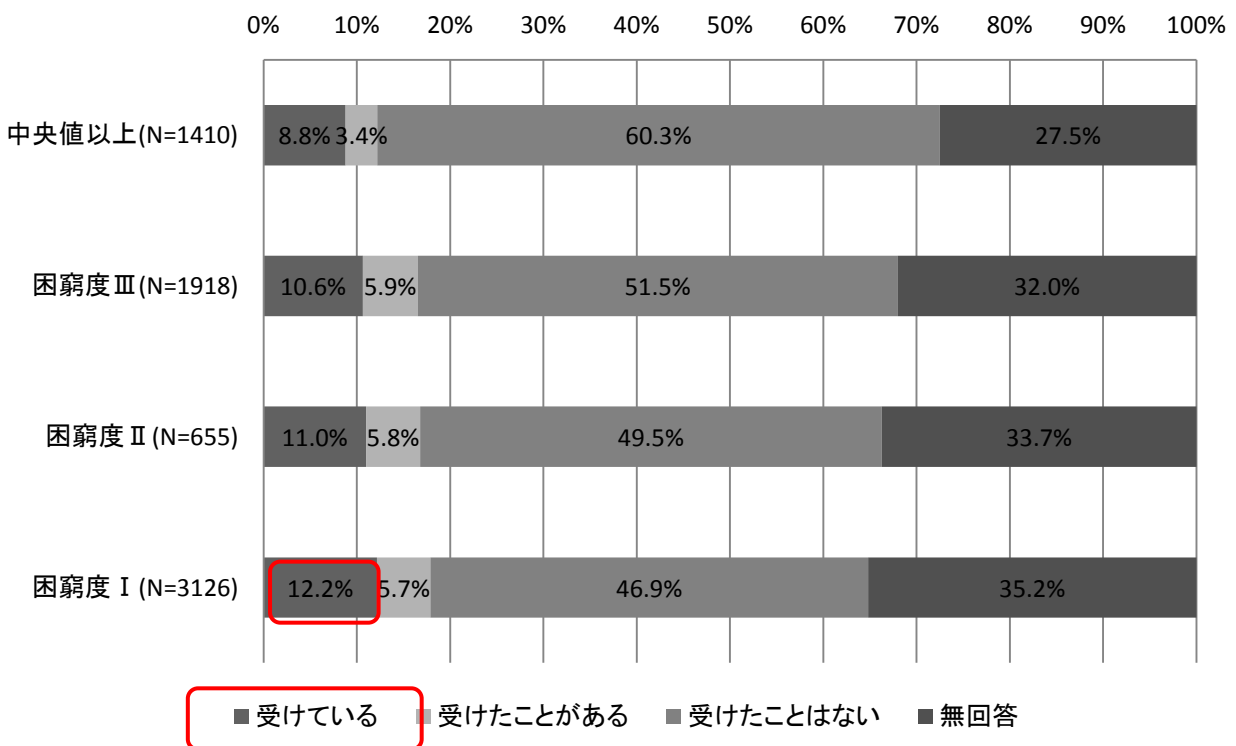


■調査結果から分かったこと

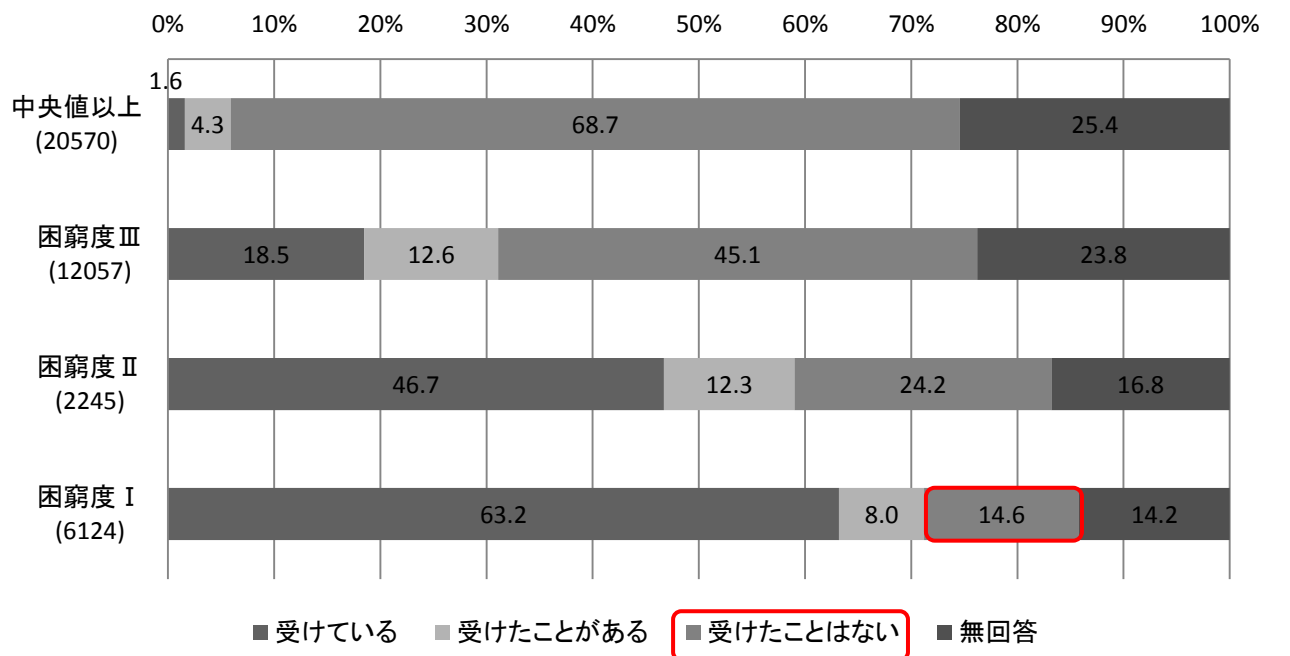
◇ひとり親世帯の概ね3分の1が赤字家計
(ふたり親世帯では約4分の1)



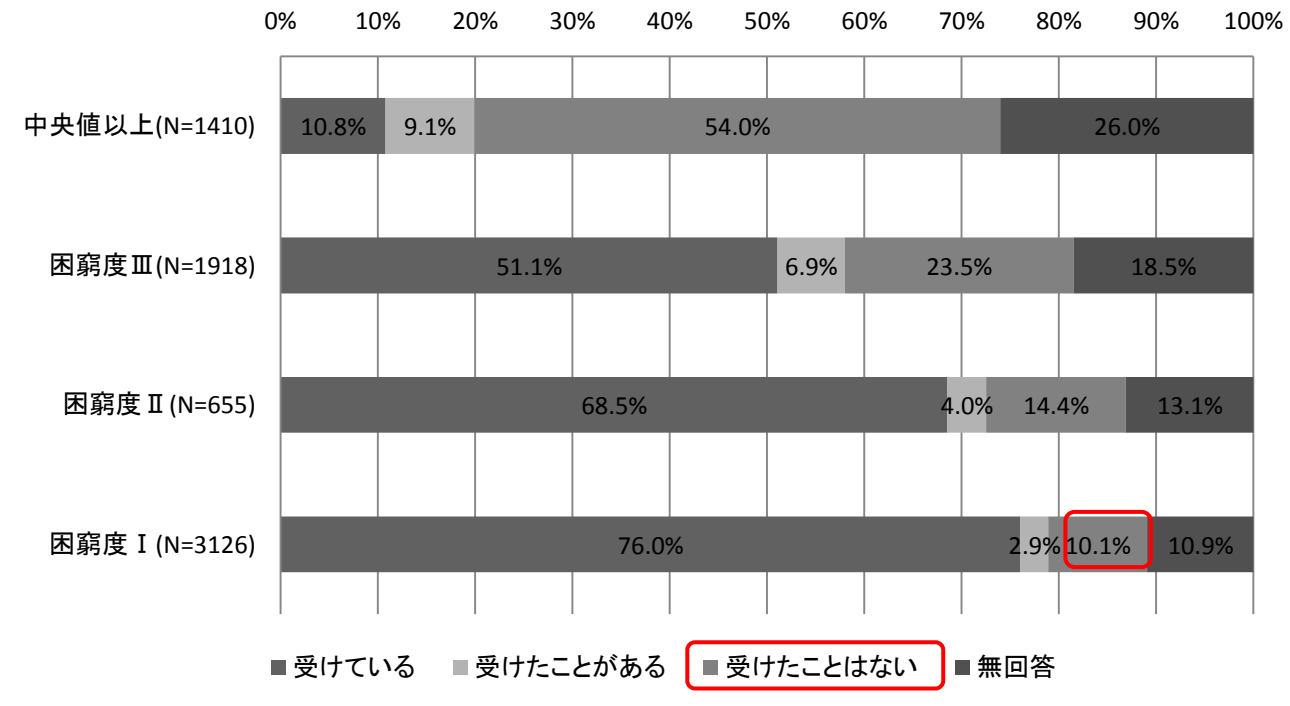
◇困窮度 I のひとり親世帯で養育費を受けている割合は約1割である。



◇困窮度 I の世帯で就学援助を受けたことがない世帯がある。

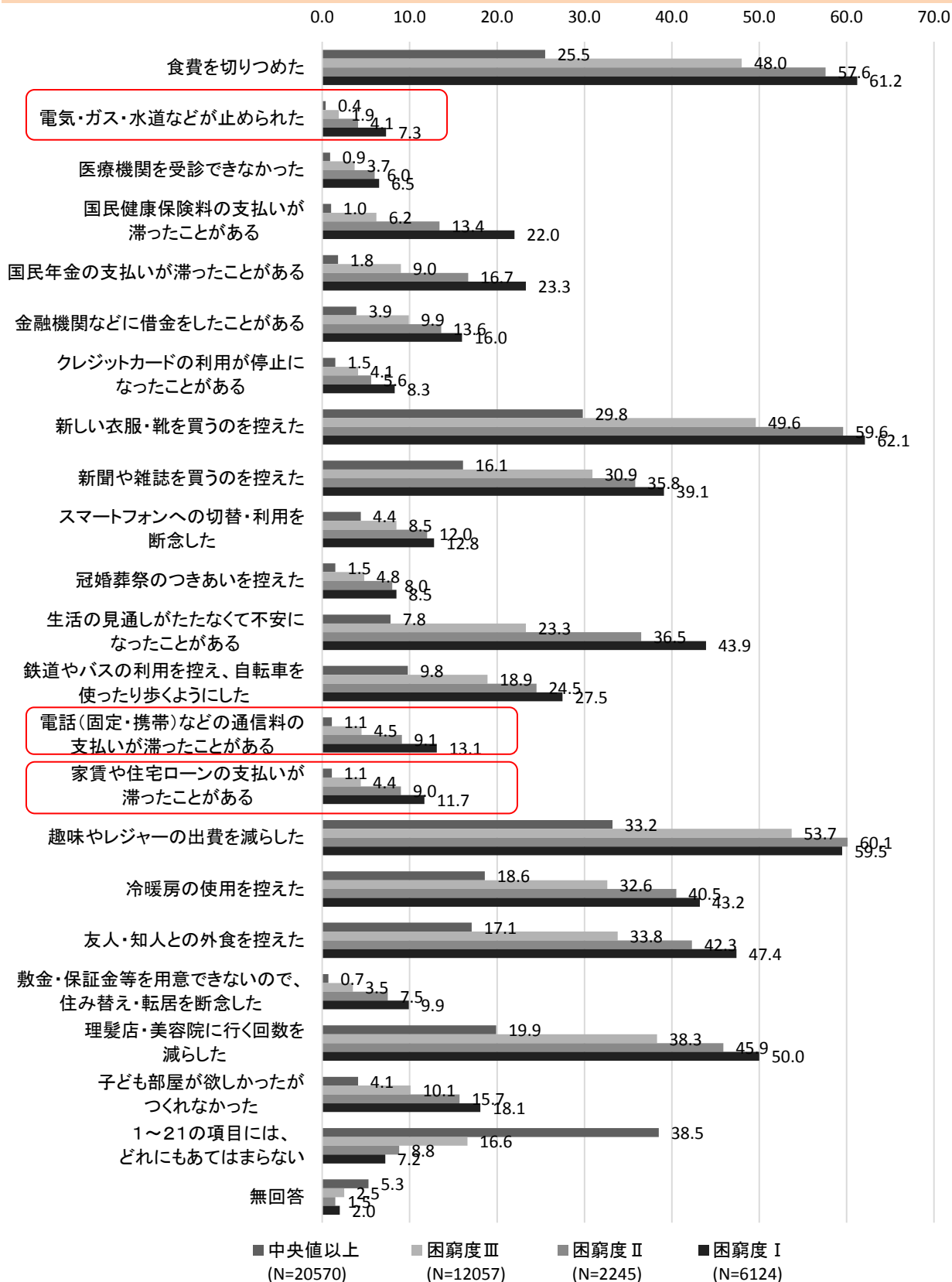


◇困窮度 I のひとり親世帯で児童扶養手当を受けたことがない世帯がある。

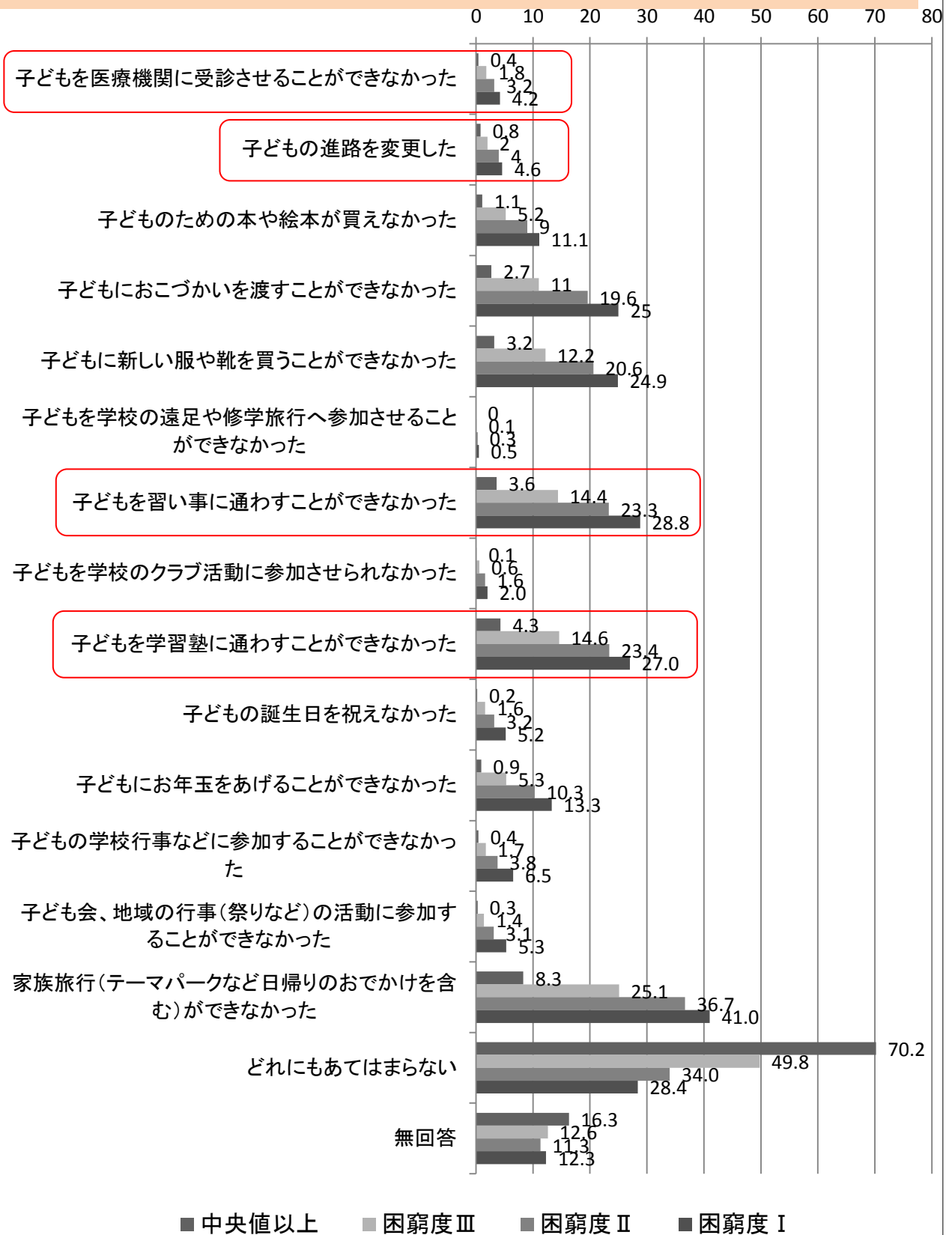


■調査結果から分かったこと

◇困窮世帯ほど、経済的にできなかったことが多い。

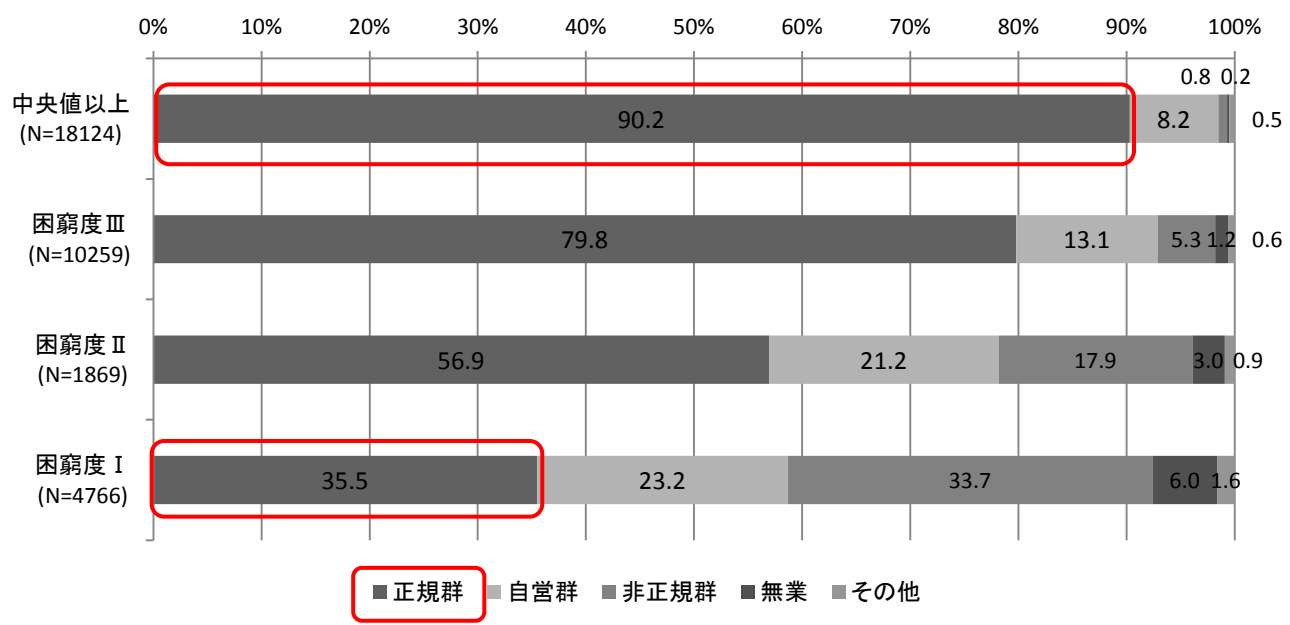


◇困窮世帯ほど、子どもに対して経済的にできなかったことが多い。

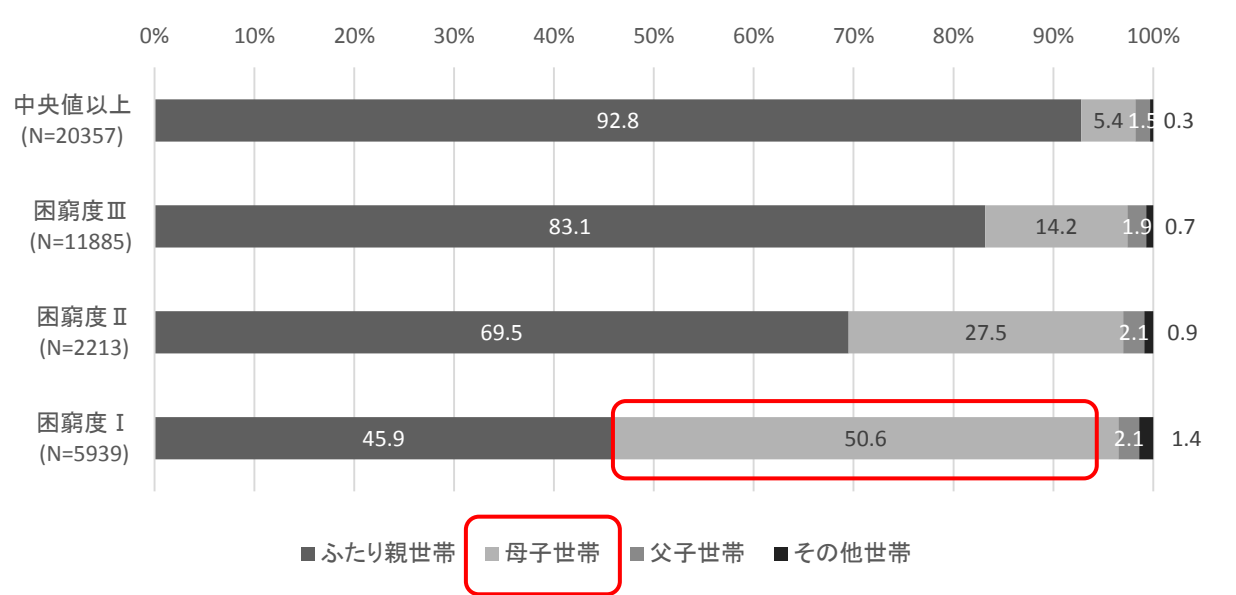


■調査結果から分かったこと

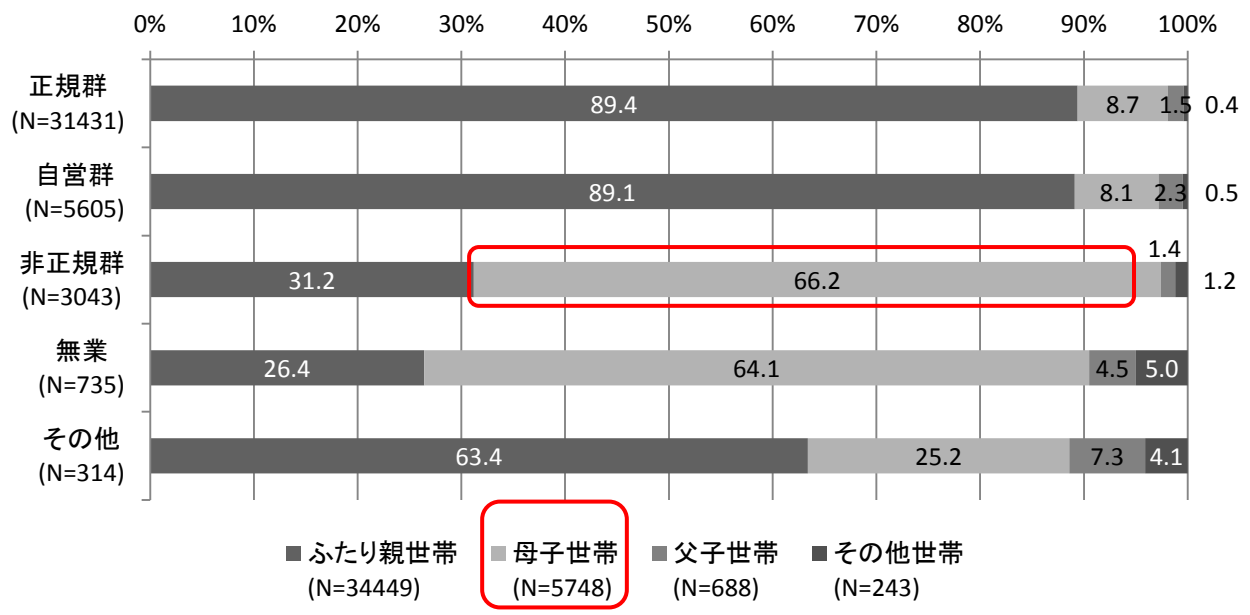
◇困窮度Ⅰの世帯における正規雇用の割合は約4割である。



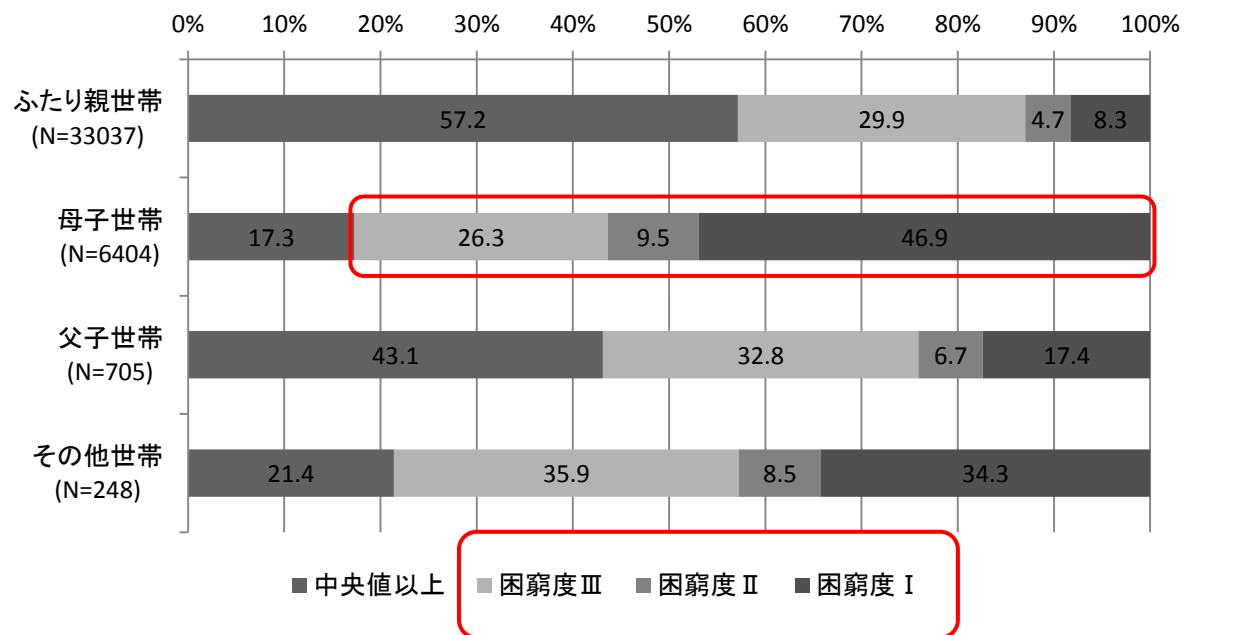
◇困窮度Ⅰの5割が母子世帯である。



◇非正規群に占める母子世帯の割合は約7割である。



◇母子世帯の約8割が等価可処分所得の中央値に満たない。



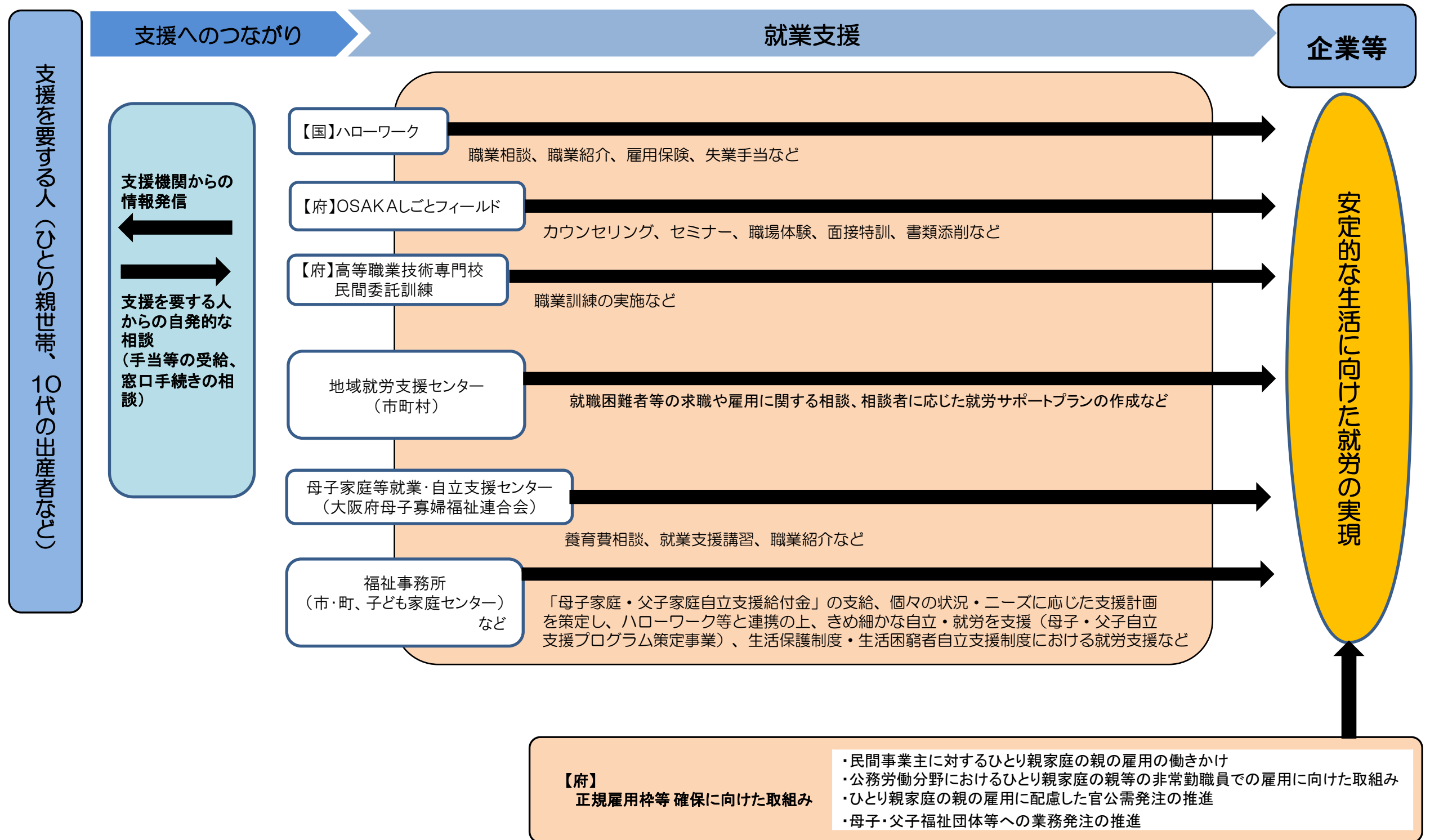
■ 現行の取組み

- ・ 家計・収入への支援としてひとり親世帯、生活困窮者を対象に様々な手当・給付金・貸付金制度などにより支援

事業	概要
生活保護制度	生活に困窮する国民に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で包括的・個別的な支援を行い、早期の経済的自立を図る制度。 (自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業など)
生活福祉資金貸付制度	低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度。 (実施主体：都道府県社会福祉協議会)
児童手当	家庭等の生活安定、児童の健全育成のための給付制度(中学校修了まで) 0～3歳未満 15,000円(月) 3歳～小学校修了まで 第一子・第二子 10,000円(月) 第三子以降 15,000円(月) 中学生 10,000円(月) 所得制限以上 5,000円(月)
児童扶養手当	児童の福祉増進を目的にひとり親家庭の養育者への給付制度(18歳未満まで) 1人目 (全部支給) 42,330円(月) (一部支給) 42,320円～9,990円(月) 2人目 最大10,000円(月)を加算 3人目以降 最大6,000円(月)を加算
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等に対し必要かつ償還可能な範囲内で、子どもの修学や親自身の就労の際に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金を貸し付けるもの。
福祉医療費助成 ・新子育て支援交付金	市町村が実施する医療費助成事業(乳幼児・ひとり親家庭・障がい児)に対して補助。 乳幼児医療費助成については、新子育て支援交付金により市町村の取組を支援。
面会交流支援 (養育費確保)	子どもの健やかな成長を願って行う「面会交流」や、子どもの生活を支える「養育費」の取り決めが確実に遂行されるよう促進。
住宅の提供	子育て世帯への府営住宅の優先入居や特定優良賃貸住宅を活用した家賃補助を実施

■ 現行の取組み

・ 就業支援について、職業紹介を初め、就業相談や給付金・貸付金制度など、様々な取組みにより支援を実施



主な課題

(経済的支援について)

⇒資料1 P140・273

○直近半年間にできなかったことについてたずねたところ、困窮度Ⅰの世帯については、「電気・ガス・水道などが止められた」7.3%、「家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある」11.7%、「電話など通信料の支払いが滞ったことがある」13.1%といった回答の割合が中央値以上の世帯と比較して高くなっており、生活面で大きな格差が存在。

○子どもについても、困窮度Ⅰの世帯においては、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」4.2%、「子どもの進路を変更した」4.6%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」28.8%、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」27.0%といった回答の割合が中央値以上の世帯と比較して高くなっており、子どもの生活や将来に影響を与えていると考えられる。

⇒資料1 P157・273・274

○困窮度Ⅰの世帯については、「児童手当」93.9%、「就学援助制度」63.2%、「生活保護制度」8.4%、「児童扶養手当」76.0%となっており、困窮世帯において本来受けることができる支援を受けていないことが考えられ、各種制度の利用に向けた取組みとともに、支援が届いていない世帯を制度やサービスにつなげる仕組みが必要。

(就業支援について)

⇒資料1 P166・273

○雇用形態について、中央値以上の世帯では正規雇用が9割を占めるのに対して、困窮度Ⅰの世帯では正規雇用が約4割、非正規雇用や無業が約4割。

○安定した雇用を確保し、就労所得を増やすため、正規雇用に向けた就業支援が重要。なお、子育て世帯が安心して働くことができるよう、職場の環境整備も必要。

(ひとり親世帯への支援について)

⇒資料1 P157・166・273・274・282

○ひとり親世帯とりわけ母子世帯が経済的に厳しい状況であり、約4割が赤字であり、養育費を「受けている」と回答した割合は、困窮度Ⅰの世帯で12.2%(全体11.0%)にとどまっている。ふたり親世帯と比べて母子世帯では非正規雇用の割合が高く、困窮度Ⅰの世帯での約5割が母子世帯となっているため、ひとり親世帯への重点支援を検討すべきであり、就業支援と併せてひとり親家庭のニーズに即した支援施策との双方の充実が必要。

方向性

(経済的支援について)

- * 医療費助成など各種制度の利用を促すとともに、学校や地域で支援を要する子どもを発見し、支援につなぎ、見守る体制を強化することによって、セーフティネットでしっかりと支える仕組みを構築。
- * 経済的に厳しい状況に対応するため、生活保護が必要な方には確実に生活保護制度の利用を保障するとともに、生活困窮者自立支援制度や貸付等の支援制度との連携を図るなど、セーフティネットを効果的に活用して支援。

(就業支援について)

- * 求職者が安定した職に就くことができるよう、OSAKAしごとフィールドにおける就業・定着支援や、府立高等職業技術専門校等における職業訓練等を推進。
- * 府内市町村に設置されている地域就労支援センターにおける求職者と地域の企業等との就職マッチングに向けた支援機能を強化するため、就労支援コーディネータの資質向上等の支援を推進。
- * 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等における就労に向けた支援や就労機会の提供などを推進。
- * 子育て世帯が安定して働き続けることができるよう、子育てに配慮した働き方への対応をはじめとする、職場の環境整備を進めるため、リーフレットの発行やセミナー等による啓発を推進。

(ひとり親世帯への支援について)

- * ひとり親世帯の親が就労収入の増加に伴う可処分所得を着実に伸ばすため、児童扶養手当の所得制限限度額や、税制上の寡婦控除の見直しなどについて国に要望。
- * 養育費の確保が適切になされるよう離婚当事者への周知啓発の強化や、養育費相談に携わる相談員の資質向上とともに、養育費の立替払制度などの創設を国に要望。
- * ひとり親世帯に対する就業のあっせん及び職業訓練等の推進。
- * ひとり親世帯の親の就労機会創出のための支援として、民間事業主に対する雇用の働きかけや、ひとり親の雇用に配慮した官公需発注、母子・父子福祉団体等への業務発注の推進、公務労働分野における非常勤職員の雇用の拡大、一般市における非常勤職員の雇いを働きかけなどを推進。
- * 就業支援と併せてひとり親世帯のニーズに即した子育て・生活支援施策を推進するとともに、一般の子育て家庭等を対象とした労働施策(職業訓練など)において、ひとり親の優先枠を拡充するなど連携した取組みを推進。